

# 豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 31 年 1 月 11 日 16 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5 号 農地利用配分計画案に関する意見について

議案第 6 号 下限面積(別段の面積)の設定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名  
出席 12名  
欠席 0名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸  
係長 湯越 恵子  
仲野 彰信

## 開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成31年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 16時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畑中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。8件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」全8件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は大村公民館より東側120mの農地です。譲渡人■■■■は山口県に在住で、耕作管理ができないので、譲受人■■■■に贈与するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は折戸池の東側の11筆の農地です。譲渡人■■■■と譲受人■■■■はいとこになります。■■■■には後継者が居ないため、■■■■に売買するものです。特に問題無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は豊前種苗に隣接した農地です。譲受人 [ ] の農地は道路に面していないため、耕作が不便であることから譲渡人 [ ] の農地を無償で譲り受けるものです。特に問題ないものと思います。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

10番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、場所は譲受人 [ ] の家の前の農地です。この農地を譲渡人 [ ] より購入し、家庭菜園として利用するものです。 [ ] は機械も保有しており管理は適切に出来るものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

9番委員発言 通り番5から7について説明いたします。

通り番5から7について、場所は現在工事中の豊前インターの取り付け道路に隣接する農地と、永久営農組合の倉庫の裏の農地です。譲渡人 [ ] は親族がおらず、農地の管理が出来ないため、付近を耕作している譲受人 [ ]、 [ ]、 [ ] に贈与するものです。譲受人の方は現在農業を行っている為、適切に管理が出来るものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番5から7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

9番委員発言 通り番8について説明いたします。

通り番8について、場所は永久営農倉庫の斜め前の農地です。譲受人 [ ] が譲渡人 [ ] の農地を購入するものです。 [ ] は [ ] ですが、組

合には農地の売買について話ができているとのことです。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことです。議案第1号、許可申請通り番1から8について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は10件でございます。  
「議案第2号、許可申請の通り番1から10を、議案書をもとに朗読」

議長 事務局の朗読と説明が終わりました。議案第2号通り番6と7については3番委員に関係する議事があります。退室していただき議事進行をしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

(3番委員退室)

議長 議案第2号の通り番6と7について委員の説明及び意見をお願いします。

通り番6、7

10番委員発言 通り番6と7について説明いたします。

通り番6と7について、場所は鬼木地区の集落に隣接する農地です。譲渡人 [ ] は譲受人 [ ] の [ ] であります。今回祖母の農地を無償で譲受けるものです。なお不足する敷地は隣接する [ ] の農地であり、その農地を購入し、自己住宅を建設するものです。

申請地は以前圃場整備をしており、完了して8年以上経過しており特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番6と7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、3番委員の入室をよろしくお願いいたします。

(3番委員入室)

議長 つづきまして通り番1について、地元委員の説明をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。  
通り番1について、場所は角田郵便局の手前の道路を山手に登った農地です。譲渡人 [REDACTED] より譲受人 [REDACTED] が農地を購入し、太陽光発電設備を設置するものです。この場所は駅等の周囲500m以内の区域で第2種農地であるため特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

7番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。  
通り番2について、場所は山田小学校の西側の50mの農地です。譲受人 [REDACTED] と譲渡人 [REDACTED] は親子です。[REDACTED] は [REDACTED] より農地を贈与され自己住宅を建築するものです。この場所は集落に接続しており特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

7番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。  
通り番3について場所は四郎丸交差点付近の農地で、譲渡人 [REDACTED] の家に隣接する農地です。[REDACTED] と譲受人 [REDACTED] は親族関係にあります。[REDACTED] は現在夫婦で飲食店を経営しており、来客用の駐車場として利用するとのことです。農地は住宅に接続しているため特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

12番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について場所は大村の交差点より南側に200mの農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅を新築するものです。申請農地は集落に接続しており、水利関係の承諾書もあります。特に問題もなく間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

11番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について場所は片平池の東側の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が2筆購入し5棟の貸家と駐車場を建設するものです。都市計画用途地域であり上水、下水も利用するため、特段問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

3番委員発言 許可申請の通り番8について説明いたします。

通り番8について場所は黒土小学校の南側の農地で、現在圃場整備を行っています。貸付人 [REDACTED] と借受人 [REDACTED] は親子関係にあります。申請地を使用貸借し、[REDACTED] の自己住宅を新築するものです。申請地は非農地設定をしており特に問題も無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番9について、地元委員の説明をお願いします。

通り番9

3番委員発言 許可申請の通り番9について説明いたします。

通り番9について場所は農協の倉庫より西側の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が贈与にて自己住宅を新築するものです。申請農地は集落に接続されているため、特に問題も無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。



議長 議案第2号の通り番9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番10について、地元委員の説明をお願いします。

通り番10

10番委員発言 許可申請の通り番10について説明いたします。  
通り番10について場所は旧福岡県京築普及指導センター横の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅を新築するものです。周辺は住宅が新築されており農地の広がりも無く特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番10について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から10は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から10について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3条 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は2件でございます。  
「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

通り番1

12番委員 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請通り番1について、場所は鳥越のミサワホームの住宅地に隣接する農地です。

[REDACTED] は当初の計画ではグループホームを建設する予定でしたが、運営するための職員の採用が計画通りに進まなかったため変更申請がなされました。

変更しても農業等に及ぼす影響は変更前と同程度であり、隣接する福祉施設の拡張（1/2以内）であるため、特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。



議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請通り番2から3について、続けて説明致します。

場所は三毛門の海岸沿いの農地です。[REDACTED] [REDACTED] は平成29年に当初譲渡人 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] から農地を購入し資材置き場として利用していましたが、その後計画変更で県の土木工事の残土を処理することになりました。今回の計画変更は県との事業調整で平成32年3月末までに完工年月日を変更するものです。特に問題ないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号について、地元委員の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請通り番1から2について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請通り番1から2に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転及び利用権貸借の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、

農地中間管理機構を通じた賃借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見決定については原案通り可決し意見を進達いたします。

議長 議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。

平成21年の法改正後に、適正な事務実施ということで毎年この設定について確認、審議することとなっております。

農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、方針としましては、現行の30アールの変更は行いません。理由としましては、2015年の農林業センサスにおいて算出根拠となる数値が示されていないため、2020年の農林業センサスで示される数値を基に下限面積修正の必要性を審議することとしています。

農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、空き家に付随した農地について、現行の設定面積を1アールの変更は行いません。理由としましては、平成29年12月の定例総会で空き家に付随した農地について設定面積を決定しましたところ、農地の保全や有効利用等一定の効果が図られていることから、引き続いて適用するものです。

議長 事務局から説明がありました。何か意見・質問はございますか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号の下限面積（別段の面積）の設定について、原案通り可決いたします。


議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって1月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 3 / 年 / 月 3 / 日

議長 松本克己 

2番委員 青木一巳 

3番委員 畑中安生 

